

ケニアの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

ケニア共和国（英語では「Republic of Kenya」。以下「ケニア」という）は、東アフリカの赤道直下に位置する共和制国家である。東はソマリア、北はエチオピア、北西は南スーダン、西はウガンダ、南西はタンザニアと国境を接し、南東はインド洋に面している。国土の面積は約 59 万平方キロメートルであり、日本の国土の面積の 1.5 倍程度の大きさである。首都はナイロビ、通貨はケニア・シリング（KES）である。ケニアの人口は約 5,500 万人であり、アフリカでは 7 位、世界では 26 位である。人口が最大の都市は、約 440 万人の人口を擁する首都ナイロビである²。国内には 60 以上の言語があるが、国語はスワヒリ語、公用語はスワヒリ語及び英語であり、司法機関では主に英語が用いられる。宗教については、キリスト教徒が約 83%、イスラム教徒が約 11%を占めているが、アフリカの伝統的な宗教を信仰する者も少なくない³。

現在のケニアがある地域には、古来、多くの王国や部族国家が存在していた。15 世紀末にはヴァスコ・ダ・ガマが探検で訪れた。19 世紀後半から英国による統治が進み、1895 年には英領東アフリカが成立し、1920 年には英国直轄の植民地となった。ケニアは 1963 年に英連邦内の王国として独立し、1964 年に共和国となった。2007 年には、大統領選挙をきっかけとして「ケニア危機」と呼ばれる事態が発生し、暴動により 1,000 人以上が死傷し、約 60 万人の国内避難民が発生した。

ケニアの法制度は、1963 年の独立まで英国に統治されていたという歴史的経緯から、英国法⁴の影響を強く受けている。ケニア法の法源には、憲法、制定法、判例法、慣習法があ

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。B L J 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 首都ナイロビは、赤道に近いが、標高約 1,600 メートルの高原に位置し、年間を通して、平均気温は約 15～20 度で過ごしやすい気候である。また、国連環境計画、国連人間居住計画等の国際機関の本部が設置される等、アフリカ有数の国際都市となっている。

³ 本稿におけるケニアの概要・歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2025 年版』（二宮書店、2025 年）270～271 頁、②外務省ウェブページ「ケニア 基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/kenya/data.html>）等を参照した。

⁴ 本稿において「英国法」とは、「イングランド及びウェールズ」の法体系を指す。

る。英国の裁判所の判決は、ケニアの裁判所に対し拘束力を有しないものの、依然として、説得力のある根拠として、事実上の大きな影響力を有している。慣習法は、主に、慣習上の権利が認められる土地、婚姻、離婚、相続等に適用されることがある。

ケニアの主な産業は、農業と観光業である。最近のケニアでは、携帯電話が爆発的に普及しており⁵、とくにサファリコム社の「M-PESA」という携帯電話を利用した少額の電子マネー送金サービス等の新しいサービス業が急速に発展している。ケニアにとっての主な輸出国は、金額の多い方から順に、ウガンダ、パキスタン、オランダ、タンザニア、米国であり、主な輸入国は、中国、アラブ首長国連邦、インド、サウジアラビア、マレーシアであり、日本はいずれの上位 5 か国にも入っていない。日本からケニアへの輸出金額が大きい品目は、乗用車、鉄鋼、バス・トラック、一般機械、シャシーであり、輸入金額が大きい品目は、コーヒー豆、紅茶、ばら、銅くず、電気機器である⁶。

ケニアは、「アフリカ連合」(African Union, AU)⁷、「東アフリカ共同体」(East African Community, EAC)⁸及び「アフリカ大陸自由貿易圏」(African Continental Free Trade Agreement, AfCFTA)⁹等に加加盟しており、アフリカにおけるリーダー国の一つである。

日本企業のケニア進出やケニア企業との貿易が増加するに伴い、日本企業がケニアにおける法律問題に直面する可能性も大きくなっている。その意味で、ケニアの法制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。

そこで、本稿では、ケニアの法制度の概要を紹介することとしたい。

II 憲法

1 総説

ケニアでは、1963 年の独立から今日に至るまで、30 回以上の憲法改正が行われてきた。その間、1980 年代までの専制化、1990 年代の多党制の回復、2000 年代の国内紛争（とくに、2007 年の大統領選挙の混乱とその後の「選挙後暴力」(Post Election Violence, PEV)では、1,000 人以上が死亡し、約 60 万人が国内避難民となった)¹⁰という激動の時代を経

⁵ ケニアにおける固定電話契約数は 100 人あたり 0.1 件しかないのに対し、携帯電話契約数は 100 人あたり 122 件もある（前掲『データブック オブ・ザ・ワールド 2025 年版』271 頁。

⁶ 前掲『データブック オブ・ザ・ワールド 2025 年版』271 頁。

⁷ <https://au.int/>

⁸ <https://www.eac.int/>

⁹ <https://au-afcfta.org/>

¹⁰ 2007 年の「選挙後暴力」に関しては、2010 年に、ICC のオカンボ検察官が職権捜査を開始し、6 名の被疑者について訴追手続を開始した。しかし、ケニア政府の協力を得られ

て、2010 年の憲法改正が実現した¹¹。

ケニアの現行憲法は、2010 年 8 月 4 日の国民投票により承認され、2010 年 8 月 27 日に施行されたものである。ケニア憲法は、国民主権、民主主義、権力分立、法の支配、憲法の最高法規性、共和制、複数政党制、国教の不存在等の原則を規定している。とくに、「第 6 章 指導力及び高潔性」において、公務員の行為規範・清廉性等について詳細な規定を置いていることは特徴的である。ケニアでは、それだけ汚職が蔓延していたことを示しているといえよう。

ケニア憲法の条文数は、附表を除くと、全 264 条である。その主な体系は、表 1 のとおりである。

表 1：ケニア憲法の主な体系（附表を除く）

前文	
第 1 章 国民主権及び憲法の優越性	
第 2 章 共和国	
第 3 章 市民権	
第 4 章 権利章典	第 1 節 権利章典総則、第 2 節 権利及び基本的自由、第 3 節 権利の具体的適用、第 4 節 緊急事態、第 5 節 ケニア国家人権・平等委員会
第 5 章 土地及び環境	第 1 節 土地、第 2 節 環境及び天然資源
第 6 章 指導力及び高潔性	
第 7 章 人民の代表	第 1 節 選挙制度及び手続、第 2 節 独立選挙人、区割委員会及び選挙区の画定、第 3 節 政党
第 8 章 立法府	第 1 節 国会の設立及び役割、第 2 節 国会の構成及び構成員、第 3 節 国会の事務局、第 4 節 立法手続、第 5 節 国会の一般的手続及び規則、第 6 節 雑則
第 9 章 行政府	第 1 節 国家行政府の原則及び構成、第 2 節 大統領

ず、その後、訴追の取下げや手続の中止を余儀なくされた。東澤靖著「国際刑事裁判所（ICC）における検察官の職権捜査が抱える課題 ―ケニアの事態と訴追事件を素材として―」（『明治学院大学法科大学院ローレビュー 第 25 号』（明治学院大学大学院法務職研究科、2017 年）所収）73 頁。

https://meigaku.repo.nii.ac.jp/record/1938/files/lawreview_25_73-94.pdf

¹¹ 津田みわ著「憲法改正プロセスにみる専制化と民主化」（佐藤章編『サハラ以南アフリカの憲法をめぐる政治』（日本貿易振興機構、2024 年）所収）83 頁、104 頁。

	及び副大統領、第3節 内閣、第4節 その他の役職
第10章 司法府	第1節 司法権及び法制度、第2節 上級裁判所、第3節 下級裁判所、第4節 司法行政委員会
第11章 地方分権	第1節 地方分権の目的及び原則、第2節 郡政府、第3節 郡政府の機能及び権限、第4節 郡の境界、第5節 政府間の関係、第6節 郡政府の一時停止、第7節 一般
第12章 公共財政	第1節 公共財政の原則及び枠組、第2節 その他の公的基金、第3節 歳入増加権限及び公的債務、第4節 歳入の配分、第5節 予算及び支出、第6節 公金の管理、第7節 財務責任者及び機関
第13章 公共サービス	第1節 公共サービスの価値及び原則、第2節 公共サービス委員会、第3節 教員サービス委員会
第14章 国家安全保障	第1節 国家安全保障の機関、第2節 ケニア国防軍、第3節 国家情報庁、第4節 国家警察庁
第15章 委員会及び独立機関	
第16章 憲法改正	
第17章 一般規定	
第18章 経過規定及び付随規定	

2 統治機構

(1) 立法府

ケニアの国会 (Parliament) は、下院たる国民議会 (National Assembly) と上院 (Senate) により構成される (二院制)。

下院たる国民議会は、①小選挙区で選出された 290 名の議員、②各郡で選出された 47 名の女性議員、③若年者・障害者・労働者を代表する、国民議会の議員の割合に応じて政党によって選出された 12 名の議員、④1 名の議長から構成される。下院たる国民議会の権限としては、①国民の関心事の審議・可決、②郡政府に関係の無い法案の審議・可決、③郡政府に関係のある法案の審議・可決、④国家歳入の配分の決定、⑤歳入・歳出の監督、⑥大統領、副大統領、その他の国务大臣の職務遂行を審査し、罷免の手続を開始すること、⑦国家機関の監督、⑧宣戦布告、緊急事態宣言の延長の承認がある。

上院は、①各郡で選出された 47 名の議員、②上院の議員の割合に応じて政党によって選出された 16 名の女性議員、③若年者を代表する、1 名ずつの男性議員と女性議員、④障害

者を代表する、1名ずつの男性議員と女性議員、⑤1名の議長から構成される。上院の権限としては、①郡政府に関係のある法案の審議・承認、②郡の間の国家歳入の配分の決定及び監督、③大統領、副大統領の罷免の手續の審議・可決がある。

いずれの議員の任期も、5年である。

法案は、議会で可決された後、大統領の同意を経て、官報への掲載後14日間が経過することにより発効する。

（２）行政府

ケニアの行政府は、大統領、副大統領及び内閣で構成される。

大統領は、国家元首であり、行政府の長であり、国防軍の最高司令官である。大統領の任期は5年であり、3選は禁止されている。大統領の権限としては、①法案に同意・署名すること、②国民議会の同意を得て、閣僚、法務長官、内閣官房長官、主任秘書官等を任命・解任すること、③内閣の議長を務め、政府各部門を指揮・調整すること、④緊急事態を宣言すること、⑤議会の同意を得て、宣戦布告すること、⑥恩赦を与えること等がある。

内閣は、大統領、副大統領、法務長官、及び14名以上22名以下の閣僚で構成される。閣僚は、国会の議員を兼務してはならない。閣僚は、その権限の行使及び職務の遂行について、個別に、また全体として大統領に対して責任を負う。閣僚は、議会に対し、自己が責任を有する事項に関する完全かつ定期的な報告を行わなければならない。

（３）司法府

ケニアの裁判所には、上級裁判所として、最高法院（Supreme Court）、控訴院（Court of Appeal）、高等法院（High Court）があり、また、下級裁判所として、治安判事裁判所、カーディ裁判所（Kadhis' Court）、軍事裁判所等がある。

最高法院は、長官、副長官及びその他の5名の判事により構成される。最高法院の長官及び副長官は、大統領が、司法行政委員会の勧告に従い、国民議会の同意を得て任命する。最高法院は、大統領選挙に関する紛争を審理する専属的管轄権を有するほか、控訴院等からの上訴事件を審理・決定する。

控訴院は、12名の判事により構成される。控訴院の長官は、12名の判事により互選される。控訴院は、高等法院等からの上訴事件を審理・決定する。

高等法院は、法律で定める数の判事により構成される。高等法院の首席判事は、判事により互選される。高等法院は、民事事件及び刑事事件の原則的な第一審管轄権を有するほか、人権侵害事件についての管轄権、憲法解釈問題についての管轄権を有する。

カーディ裁判所は、イスラム教徒の相続、家族、相続に関する限定的な管轄権を有する裁判所である。カーディ裁判所の歴史は、19世紀に東アフリカが植民地化される前にさかの

ばる。カーディ裁判所は、首席カーディと 3 名以上のカーディにより構成される。

3 人権

人権に関しては、憲法の「第 4 章 権利章典」において、詳細に規定されている。憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

- ①「第 4 章 権利章典」における平等に関する規定は、カーディ裁判所におけるイスラム法の適用に関して、イスラム教を信仰する個人に関する身分、婚姻、離婚、相続に関する事項については、厳密に必要な範囲で制限される（24 条 4 項）。
- ②ケニア国防軍又は国家警察に勤務する者に対しては、プライバシー、結社の自由、集会・デモ・ピケティング・請願、労使関係、経済的・社会的権利、被逮捕者の権利又は基本的自由の適用は、制限される場合がある（24 条 5 項）。
- ③人の生命は、受胎の時から始まる。人の生命は、憲法又は他の成文法で認められた範囲を除き、故意に奪ってはならない。訓練を受けた医療専門家の意見において、緊急治療が必要である場合、又は母親の生命または健康が危険にさらされている場合、又は他の成文法で許可されている場合を除き、中絶は許可されない（26 条 2～4 項）。
- ④平等を完全に実現するために、国は、立法及びその他の措置を講じなければならないが、これには、過去における差別により個人または集団が被った不利益を是正することを目的とした積極的改善措置（affirmative action）プログラム及び政策が含まれる。また、国は、同性が選挙又は任命による機関の構成員の 3 分の 2 を超えてはならないという原則を実施するための立法上及びその他の措置を講じなければならない（27 条 6～8 項）。
- ⑤表現の自由は、「戦争を目的としたプロパガンダ」、「暴力の扇動」、「ヘイトスピーチ」、「憎悪の唱道」には適用されない（33 条 2 項）。
- ⑥情報アクセス権が明文で規定されている（35 条）。
- ⑦知的財産権が明文で規定されている（40 条 5 項）。
- ⑧環境権が明文で規定されている（42 条）。
- ⑨社会的・経済的権利が具体的に規定されている（43 条）。例えば、「再生医療を含む達成可能な最高水準の医療サービスを受ける権利」、「利用しやすく適切な住居、合理的水準の衛生設備についての権利」、「飢餓から解放され、許容できる品質の適切な食料を確保する権利」、「適切な量の清潔で安全な水についての権利」、「救急医療を拒否されない権利」等である（43 条）。
- ⑩「家族」（45 条）、「消費者」（46 条）、「子ども」（53 条）、「障害者」（54 条）、「若年者」（55 条）、「少数者」（56 条）、「高齢者」（57 条）について、明文で詳細な規定が置かれている。
- ⑪人身保護令状の申立てについて明文で規定されている（51 条 2 項）。

⑫緊急事態宣言の下での人権の制限等についての規定が置かれている（58条）。

⑬「ケニア国家人権・平等委員会」による人権保障、苦情処理等についての規定が置かれている（59条）。

Ⅲ 民法

ケニア憲法 61 条によると、ケニアの土地には、公有地、コミュニティ保有地、私有地の 3 種がある。

原則として、土地を無期限で所有できるのはケニア人又はケニア企業に限られる。外国人又は外国企業が農地以外の土地を保有しようとする場合、最大 99 年間のリースが可能である（外国人又は外国企業が無期限使用权のある土地をケニア人又はケニア企業から購入した場合、当該土地の権利は、自動的に 99 年間のリースに変更される）¹²。土地管理法によると、外国企業は、大統領承認を得た場合に限り、農地取引ができるとされているが、大統領承認の手續が不明確であるため、外国企業が農地を取得することは、事実上困難である¹³。

土地登記の内容の確認は、土地事務所で行うことができるが、正確であるとは限らないため、取引の前には十分な調査が必要である。

Ⅳ 会社法

ケニアでは、現在、駐在員事務所の設立が認められていないため、ケニアに投資する外国企業の多くは、支店を開設するか、現地法人を設立することになる。

支店は、外国企業の一部であり、独立した法人格を有しない。ケニアに支店を設置する場合、外国企業の定款及び付属定款を会社登記局に提出するとともに、ケニアに現地代表者を置く必要があるほか、毎年、財務諸表を会社登記局に提出する必要がある。

他方、ケニアに現地法人を設立する場合は、株式会社の形態を選択することが多い。現地法人たる株式会社は、外国企業から独立した法人格を有するケニア法人である。株式会社の株主の責任は、会社の発行する株式に対する支払額（出資額）に限定される。これには、

「Private Company」（株主数は 1 名以上 50 名以下、株式の自由譲渡は不可）と「Public Company」（株主数は 2 名以上、株式の自由譲渡が可能）の 2 種類がある。「Private Company」の場合、原則として、最低資本金要件は無いが、「Public Company」の場合、授權資本金 675 万ケニア・シリング以上が必要である。取締役については、「Private Company」の場合は

¹² https://www.jetro.go.jp/world/africa/ke/invest_02.html

¹³ https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/kokusai/kensetsu_database/kenya/page5.html

1 名、「Public Company」の場合は 2 名が必要とされ、少なくとも 1 名は自然人たる取締役でなければならない。また、「Public Company」は秘書役を必ず選任しなければならないが、「Private Company」は払込済み資本金額が 500 万ケニア・シリング未満の場合、秘書役を選任する必要はない¹⁴。

V 民事訴訟法

1 訴訟

ケニアには、最高法院、控訴院、高等法院、治安判事裁判所等があり、その他、専門裁判所として、カーディ裁判所、労働裁判所、環境・土地裁判所等もある。

多くの事件の第一審は、高等法院が管轄権を有するが、軽微な事件（例えば、訴額が 700 ケニア・シリング以下の事件）については、治安判事裁判所が第一審管轄権を有する場合がある。高等法院が第一審を管轄する場合、控訴院への控訴、最高法院への上告が可能である。他方、治安判事裁判所が第一審を管轄する場合、高等法院への控訴、控訴院への上告が可能である。

ケニアで民事訴訟を提起する場合、アントン・ピラー命令等の暫定的救済手段を利用することも考えられる¹⁵。これは、被告に対して事前通知せずに一方的に裁判所から出される命令であり、被告敷地内への立入り、特定の物品や文書の搜索・検査等を可能とするものである。英国における著作権侵害及び秘密漏洩事件である *Anton Piller KG v. Manufacturing Processes*（1976）が先例となっており、多くのコモン・ロー系諸国で利用されている。

2 仲裁

ケニアでは、紛争解決手段として、訴訟のほかに、仲裁がある。ケニアは、UNCITRAL モデル法に準拠した仲裁法を有するほか、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約）に加盟しているため、原則として、外国の仲裁機関（例えば、シンガポール国際仲裁センター（SIAC））による仲裁判断をケニア国内で執行することが認められる。但し、ケニアの公序（public policy）に反することを理由に、ケニアの裁判所が、外国仲裁判断の執行を認めない可能性があることに留意を要する。

なお、ケニアには、「ナイロビ国際仲裁センター（Nairobi Centre for International

¹⁴ 「ケニアにおける事業設立ハンドブック 2019 改定版」（日本貿易振興機構、2019 年）1～4 頁。

[https://www.jetro.go.jp/ext_images/ Reports/02/2017/4ea799ddbf3e08ee/rpt_establishmentcompany_ke201908.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/02/2017/4ea799ddbf3e08ee/rpt_establishmentcompany_ke201908.pdf)

¹⁵ <https://sheriamtaani.wordpress.com/2012/07/30/anton-piller-orders/>

Arbitration, NCIA)¹⁶等の仲裁機関がある。NCIA は、国際商事仲裁及びその他の代替的紛争解決手段の促進を目的としたセンターとして、2013 年に設立された。NCIA は、東アフリカ地域の専門家で構成される理事会によって運営される独立機関である。NCIA は、仲裁手続に関するガイドライン等を制定・公布している。

VI 刑事法

ケニアでは、従来から、「汚職」が大きな問題となっている。ケニアにおける汚職対策の最も基本的な法律は、「汚職・経済犯罪防止法」(Anti-Corruption and Economic Crime Act)である。ケニアは、「国連腐敗防止条約」(2003 年)を批准し、「アフリカ連合腐敗防止対策条約」(2007 年)を批准しているが、依然として、汚職が広く蔓延しているといわれている。

「汚職・経済犯罪防止法」では、私人間のリベートをも規制対象としている。「汚職・経済犯罪防止法」に違反して汚職行為を行った者に対しては、10 年以下の拘禁刑及び／又は 100 万ケニア・シリング以下の罰金刑に処される可能性がある¹⁷。日本企業としては、汚職の疑いを持たれることのないよう、十分に注意すべきである。

なお、汚職問題に取り組む国際非政府組織である「トランスペアレンシー・インターナショナル」(Transparency International)が公表した情報によると、ケニアの 2024 年における腐敗指数は、2014 年の 25 点から 2024 年の 32 点まで上がっており、世界 180 か国中 121 位となっており、やや改善傾向にあるとはいえる¹⁸。

VII おわりに

以上、ケニアの法制度の概要を紹介したが、重要な貿易・投資の相手国であるケニアの法制度の概要を知ることは、日本企業にとって極めて重要である。ケニアに関する英語文献は多くあるが、ケニアの法制度についての日本語文献は少ないのが現状である。若年人口の多いケニアは、今後、大きな発展を遂げる潜在力がある国として、また、アフリカ・ビジネスのゲートウェイとして、日本企業にとっての最重要投資先の一つであり続けるであろう。これらのことから考えると、ケニアの法制度の動向については、引き続き注目していく必要性が高いといえよう。

¹⁶ <https://ncia.or.ke/>

¹⁷ 角田進二・金城拓真著『アフリカ・ビジネスと法務』(中央経済社、2016 年) 104～105 頁。

¹⁸ <https://www.transparency.org/en/countries/kenya>

※ 初出：『国際商事法務 Vol.53 No.4』（国際商事法研究所、2025 年、原題は「世界の法制度〔アフリカ編〕第 2 回 ケニア」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。